

厚生発 0225 第 5 号
令和 8 年 2 月 25 日

各都道府県 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

脳卒中・心臓病等総合支援センターの整備について

我が国の脳卒中、心臓病その他の循環器病（以下「循環器病」という。）の対策については「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」（平成 30 年法律第 105 号）第 9 条第 1 項に基づく「循環器病対策推進基本計画」（令和 5 年 3 月 28 日閣議決定。以下「基本計画」という。）により、総合的かつ計画的に推進しているところである。

基本計画において、「保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実」として、循環器病患者を中心とした包括的な支援体制を構築するため、多職種が連携して、総合的な取組を進めることとしている。

この取組を効果的に推進するため、専門的な知識を有し、地域の情報提供等の中心的な役割を担う医療機関に対し、脳卒中・心臓病等総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）を配置し、地域全体の患者支援体制の充実を図るべく、厚生労働省では、令和 4 年度より「脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業」を実施し、各都道府県の循環器病に関する専門的な知識を有する医療機関に対して、総合支援センターの設置に係る支援を行ってきたところである。

今般、当該モデル事業で得られた知見や成果を踏まえ、各都道府県の循環器病対策の中で総合支援センターが適切に運用できるよう、各都道府県や総合支援センターにおける対応事項等について、「脳卒中・心臓病等総合支援センターの整備に関する指針」（以下「指針」という。）を別添のとおり定めたので通知する。

指針に規定する、報告書の「別途定める報告様式」については、令和 8 年度中に通知するので御留意されたい。

なお、総合支援センターの整備に当たっては、モデル事業での知見や成果を踏まえて対応することとし、令和 8 年度より運用する総合支援センターを配置する医療機関については、各都道府県から、令和 8 年 5 月 31 日までに厚生労働省へ報告すること。

ついでには、指針の内容について御了知いただくとともに、貴管下の総合支援センターを配置する医療機関へ周知いただくようお願い申し上げます。なお、本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

脳卒中・心臓病等総合支援センターの整備に関する指針

略語

本指針において以下の略語を用いる。

略語	正式名称
循環器病	脳卒中、心臓病その他の循環器病
総合支援センター	脳卒中・心臓病等総合支援センター
モデル事業	脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業
国立循環器病研究センター	国立研究開発法人国立循環器病研究センター
協議会	循環器病対策推進協議会
都道府県協議会	都道府県循環器病対策推進協議会

I 総合支援センターの選定について

- 1 都道府県は、専門的な循環器病に係る医療提供等を行う医療機関の整備を図るとともに、循環器病患者のための急性期から回復期及び維持期・生活期に携わる医療現場から介護・福祉の現場までの連携協力体制の整備、相談支援及び情報提供等を行うため、地域の情報提供等の中心的な役割を担う医療機関に総合支援センターを1カ所配置するものとする。ただし、脳卒中分野及び心血管疾患分野における医療機関ごとの特性、循環器病患者や地域の医療機関等との協力体制の整備状況等を考慮し、循環器病対策が一層効率的かつ効果的に実施されるよう図るため、総合支援センターを配置する医療機関ごとの役割を明確にした上で、複数の医療機関に配置することも可能とする。

なお、厚生労働省による各都道府県に対する助言や情報提供に資するよう、都道府県において総合支援センターを配置した医療機関を変更する場合には、厚生労働省へ報告をすること。

- 2 総合支援センターは、循環器病の患者及びその家族の情報提供・相談支援等に対する総合的な取組を自施設で行うのみならず、都道府県及び循環器病に係る地域の中心的な医療機関と連携し、同取組を包括的に支援できることが求められることから、以下の全ての要件を満たす医療機関であること。なお、複数の医療機関に配置する場合は、複数の医療機関において、以下の要件を網羅していれば差し支えない。
 - ① 脳血管疾患（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血等）及び心血管疾患（急性心筋梗塞、大動脈解離、慢性心不全等）の急性期を含む入院診療を提供していること。

- ② 社会連携に基づく循環器病の患者支援、リハビリテーション等の取組、循環器病に関する適切な情報提供・相談支援、循環器病の緩和ケア、循環器病の後遺症を有する者に対する支援、治療と仕事の両立支援・就労支援及び小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対応ができること。
- ③ 当該都道府県内及び近隣の都道府県内の急性期を含む循環器病の診療を行っている施設と十分に連携できること。
- ④ 自施設の所在地がある都道府県と十分に連携できること。
- ⑤ 医療機関の長やそれに準ずる者が参画するなど、施設全体として、都道府県の総合支援センターとしての対応が可能な体制が確保できること。

3 総合支援センターは、都道府県の循環器病対策推進計画や都道府県協議会等の議論を踏まえ、自治体や関連学会等とも連携しながら、以下の内容に関する取組を行うこと。

- ・ 循環器病患者・家族の相談支援窓口の設置（電話・メール等を含め、自施設通院中の患者のみならず、地域の医療機関からの相談及び他施設通院中であって通院中の医療機関では対応が困難な患者からの相談についても対応すること）
- ・ 地域住民を対象とした循環器病の予防に関する内容等を含めた情報提供及び普及啓発
- ・ 都道府県内の医療機関、かかりつけ医を対象とした研修会、勉強会等の開催
- ・ 相談支援を効率的に行うための資材（パンフレットなど）の活用及び提供
- ・ その他包括的な支援体制を効率的に提供するために必要と考えられるもの

また、以下の取組内容については、総合支援センターにおいて、可能な限り全てを実施するとともに、地域の医療機関においても同様の取組ができるように、地域における中心的な役割を担い、医療機関や関係機関との連携を推進すること。

- ・ 循環器病に関する疾患や治療、リハビリテーション、介護、心理サポート、就学・就労支援、障害（心機能障害、高次脳機能障害等）、福祉サービス等に関する適切な情報提供及び相談支援
- ・ 循環器病患者・家族等に対する、患者の状態や目的に応じた、入院及び外来でのリハビリテーションを含む医療、介護・福祉、就学・就労、障害等に関する相談支援
- ・ 急性期から回復期及び維持期・生活期まで一貫性を持ったリハビリテーション治療等の提供における医療機関間連携の構築
- ・ 療養上の意思決定や問題解決、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）等に関する情報提供等の取組

- ・ 循環器病患者・家族等に対する、苦痛やその他の身体的・心理社会的・スピリチュアルな問題への適切な緩和ケアの提供、特に重症例に対する療養と緩和ケアに関する情報提供及び支援（精神的なケアを含めた必要な専門領域との連携）
- ・ 治療早期からの社会復帰を目指した治療計画、介護保険・社会福祉制度の利用と、ピア・サポート（注1）、患者会等の紹介と連携の支援
- ・ 就労を視野に入れた、急性期から回復期及び維持期・生活期まで一貫した医療の連携支援及び個々の患者の状態に応じた就労評価の推進
- ・ 循環器病に関する、高齢社会への対応と地域包括ケアシステムと協働した医療介護連携体制の整備
- ・ 医療機関と事業者の連携を支える両立支援コーディネーターを活用した就労支援・両立支援
- ・ 小児期・若年期から成人期までの一貫した循環器病の診療支援
- ・ 先天性又は小児期発症の循環器病を持つ患者・家族に対する専門的な立場からの医療・福祉の情報提供及び就学・就労支援

II 各機関の役割等について

循環器病対策における総合支援センターの活用にあたっては国、国立循環器病研究センター、都道府県及び総合支援センターが連携した取組が実施できるよう、以下の役割を担うことが望ましい。

- 1 国は、協議会及び国立循環器病研究センター、関連学会等と協力し、循環器病対策の現状を踏まえ、以下の内容のとおり、総合支援センターの在り方等について検討するとともに、都道府県及び総合支援センターに対して技術的支援等を行う。
 - (1) 国立循環器病研究センター、都道府県及び総合支援センターにおける役割や評価方法等について示す。
 - (2) 国立循環器病研究センター、関連学会等と連携し、都道府県及び各総合支援センターにおける対応状況について、定期的に評価等を行う。
 - (3) 国立循環器病研究センターと連携し、各都道府県の総合支援センターにおける取組について事例等を収集し、協議会等を通じて、以下の内容を含めた適切な情報発信、技術的な支援等を行う。
 - ① 各都道府県における総合支援センターの体制整備状況の把握
 - ② 各都道府県における総合支援センターを中心とした包括的な患者の相談支援に関する取組及びその実績
 - ③ 各都道府県における総合支援センター等の急性期から回復期及び維持期・生活期に携わる円滑な医療の連携に関する実績や活動状況
 - ④ 各都道府県における総合支援センターと地域の医療機関やかかりつけ医による循環器病患者に係る地域連携体制及び取組実績

- 2 国立循環器病研究センターは、我が国の循環器病対策の中核的機関として、以下の体制を整備することにより、我が国全体の循環器病対策を牽引すること。
- (1) 都道府県や総合支援センター等へ必要に応じて積極的な情報収集に努め、その結果を分析・評価し、改善を要する場合は、必要な方策について、厚生労働省と共に検討すること。
 - (2) 厚生労働省、都道府県、全国の総合支援センター等が参加する協議の場を設置し、当該協議の場で集約された意見を踏まえ、総合支援センターの在り方等について厚生労働省と共に検討すること。
 - (3) 都道府県及び総合支援センター等における循環器病患者に関する相談支援及び相談支援に携わる専門的な知識及び技能を有する医療従事者やその他支援者の育成等を行うこと。
 - (4) 厚生労働省と連携して各総合支援センターの課題抽出等の調査・研究等（情報収集や分析・評価）を実施すること。
- 3 都道府県は、管下の医療機関に総合支援センターを配置し、以下の内容を実施の上、都道府県における循環器病対策において、総合支援センターを活用すること。
- (1) 総合支援センターの活動実績等を定期的に把握するとともに、総合支援センターが地域において中心的な役割を担うことができるよう、脳卒中・心臓病等特別対策事業費等を活用し、人材の確保等を図るために必要な予算の確保に努め、総合支援センターの安定的な運営支援を実施すること。
 - (2) 総合支援センターと協力して、循環器病に関わる地域の課題抽出を行い、都道府県協議会等を活用しながら関係者と共有し、改善方策を検討すること。
 - (3) 総合支援センターと連携して、循環器病患者が急性期から回復期及び維持期・生活期等の患者のフェーズに応じた適切な医療が受けられるよう、都道府県協議会等の事務局機能を担うこと。また、都道府県内の急性期から回復期及び維持期・生活期の医療機関間の連携を強化する会議の開催にあたり事務局としての機能を担うこと。
 - (4) 循環器病を発症した疑いがある者の搬送及び受入れの実施に係る救急医療の提供体制整備のため、各病院における診療実績・医療資源等を把握し、都道府県内の救急医療に対応する病院間のネットワーク構築及び会議の開催にあたり事務局機能を担うこと。
 - (5) 循環器病患者に関わる保健、医療及び福祉に携わる者が循環器病について理解を深めるための研修や、急性期から回復期及び維持期・生活期に携わる医療機関間及び職種別の連携を強化するためのネットワークや会議を活用する等、総合支援センターと共に多職種連携の推進を図る機会を設けること。

- (6) 循環器病の予防等の推進を図るため、総合支援センターと連携しながら、都道府県内の住民向けの普及啓発を行うこと。
- (7) 感染症のまん延や災害等が発生した状況においても必要な循環器病に係る医療提供体制を確保するため、当該都道府県や各二次医療圏におけるBCP（注2）について関係者と議論や取組状況の確認を行うこと。
- (8) 総合支援センターの取組について、センターがとりまとめた別途定める報告様式を用いた報告書をもって、都道府県において把握すること。なお、当該報告書は、毎年10月末日までに都道府県から厚生労働省へ提出すること。
- (9) 総合支援センターを配置する医療機関を変更する際には、取組内容を踏まえ、必要に応じて都道府県協議会において議論を行った上で、都道府県において決定すること。なお、変更した場合には、変更を決定した日付から1ヶ月以内に、変更理由を併せて厚生労働省に報告すること。

4 総合支援センターは、都道府県と協力して、都道府県全体の循環器病対策における中心的な役割を担うとともに、都道府県協議会の運営に主体的に参画すること。また、地域において循環器病に係る医療機関、行政、患者支援団体等の関係団体と連携体制を構築すること。

- (1) 循環器病に係る医療提供体制の整備や相談支援等の観点から、地域の課題抽出を行い、都道府県協議会や地域の医療機関等の既存のネットワーク等を活用して、関係者と共に当該都道府県における対策を強力に推進する役割を担うこと。また、都道府県内の急性期から回復期及び維持期・生活期の医療機関間の連携を強化する会議の開催を行うこと。
- (2) 都道府県と共に、循環器病に係る地域の実情や課題等について共有し、分析・評価した内容を基に、都道府県全体の循環器病に係る急性期から回復期及び維持期・生活期に携わる医療機関等との連携体制を構築するとともに、具体的な患者支援等に係る計画を立案・実行すること。
- (3) 都道府県と協力し、国立循環器病研究センターによる研修等に関する情報や協議会での協議事項が、確実に都道府県内の医療機関において共有・実践される体制を整備すること。
- (4) 都道府県と協力し、都道府県全体の循環器病に係る患者支援等の質の向上のため、次に掲げるアからオの事項について、地域住民が適切な治療や相談支援にスムーズにアクセスできる体制を確保し、必要に応じて技術的支援を行うこと。
 - ア 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援
 - イ 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援
 - ウ リハビリテーション等の取組
 - エ 循環器病の後遺症を有する者に対する支援

オ 治療と仕事の両立支援・就労支援

- (5) 地域の住民の相談支援は、総合支援センター単独で対応するものではなく、地域の医療機関と協働して対応すべきものであるため、地域の住民が円滑に相談支援を受けられるよう、医療機関間での情報共有や役割分担を含む連携体制を整備すること。
- (6) 都道府県と協力し、リハビリテーション、相談支援、患者支援団体等について情報を集約し医療機関間で共有するとともに、総合支援センターの取組等について、循環器病患者や地域住民にわかりやすく広報すること。
- (7) 都道府県内の住民向けの予防・普及の取組にあたって、都道府県に対して技術的支援等を行うこと。
- (8) 政策的・公衆衛生学的に必要性の高い調査研究への協力を努める。また、それらの研究に対応する窓口の連絡先を国立循環器病研究センターに登録すること。
- (9) センターの取組について、別途定める報告様式を用いた報告書を取りまとめ、都道府県に報告すること。

用語の解説

1 ピア・サポート

患者・経験者やその家族がピア（仲間）として体験を共有し、共に考えることで、患者や家族等を支援すること。

2 BCP

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと。事業継続計画。

以上